

育児・介護休業法の改正について（令和4年4月1日から段階的に施行）

令和3年6月に育児・介護休業法が改正されました。令和4年4月1日、令和4年10月1日、令和5年4月1日と段階的に施行になります。

この改正により、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずる必要があります。

○解説資料

- ・育児・介護休業法について（厚生労働省へのリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

○就業規則等の例

- ・育児・介護休業等に関する規定例、社内様式例、労使協定例（厚生労働省へのリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>